

美容師法施行条例

平成 12 年 3 月 21 日
山形県条例第 12 号

改正 平成 14 年 12 月 20 日条例第 64 号

美容師法施行条例をここに公布する。
美容師法施行条例
(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法(昭和 32 年法律第 163 号。以下「法」という。)第 8 条第 3 号及び第 13 条第 4 号の規定による美容師及び美容所の開設者が講ずべき衛生上必要な措置及び美容師法施行令(昭和 32 年政令第 277 号)第 4 条第 3 号の規定による美容所以外の場所において業を行うことができる場合を定めるものとする。

一部改正〔平成 14 年条例 64 号〕
(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第2条 美容師法施行令第 4 条第 3 号に規定する条例で定める場合は、社会福祉施設その他収容施設においてその入所者に対して美容を行う場合とする。

追加〔平成 14 年条例 64 号〕
(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第3条 法第 8 条第 3 号に規定する衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 作業中は清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面作業の際には清潔なマスクを使用すること。
- (2) 手指は、客 1 人ごとに作業の着手前及び終了後に洗浄すること。
- (3) 皮膚に接する器具類は、消毒済みのものと未消毒のものとを区分してそれぞれ専用の容器に収納すること。
- (4) 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、その安全性に十分に留意し、適正に使用すること。
- (5) 作業に伴って生じるくず毛及び汚物は、作業の都度ふたのある毛髪箱又は汚物箱に入れること。

旧 2 条 線下〔平成 14 年条例 64 号〕
(美容所について講ずべき措置)

第4条 法第 13 条第 4 号に規定する衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 作業室の有効床面積は、9.9 平方メートル(美容いすが 2 脚を超える場合にあっては、その面積に 2 脚を超える美容いす 1 脚ごとに 3.3 平方メートルを加えた面積)以上とすること。
- (2) 作業室の広さに応じ、待合室又は待合席を設けること。
- (3) 天井は、床上 2.1 メートル以上の高さとし、じんあいの落下を防ぎ、かつ、保温に有効な構造とすること。
- (4) 消毒済みの器具と未消毒の器具とを区分して納める容器を備えること。
- (5) 布片、被布、化粧品等を衛生的に保管できる設備を設けること。
- (6) 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。

旧 3 条 線下〔平成 14 年条例 64 号〕
(手数料)

第5条 県は、法第 12 条に規定する美容所の検査を受けようとする開設者から、16,000 円の手数料を徴収する。

旧 4 条 線下〔平成 14 年条例 64 号〕

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 20 日条例第 64 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。